# プレスリリース



令和6年2月22日 立川市広報課 送付文書 計1枚

報道機関 各位

## 下水道事業における消費税等の修正申告について

立川市の下水道事業において、毎年納付している消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)について納付税額が不足していることが判明したため、令和6年2月22日に修正申告を行うとともに、不足税額を納付しました。

### ● 概要

東京都水道局への公共下水道使用料徴収事務の事務委託について「不課税」として取り扱うべきものを平成30年度以前までは「課税」として誤った課税区分で処理していたことが判明し、時効とならない平成30年度分について修正申告が必要なことがわかりました。なお、公営企業会計を導入した令和2年度以降においては、令和2年度中に申告した平成31年度分も含め、正しく処理されております。

▼ 下水道事業に係る消費税等の不足税額平成30年度 不足税額 16,865,000円

#### ● 対応

下水道事業会計の補正予算が令和6年2月19日の市議会定例会で可決され、同年2月22日に 修正申告を行うとともに、不足税額16,865,000円を納付しました。

今回の申告により、延滞税の発生が見込まれますので、税務署より通知が届き次第、改めて予算措置をした上で、速やかに手続を行います。

今後は、引き続き税務に精通した専門家による消費税等に係る業務のチェックを受けるととも に、制度に対する職員の理解をより深め、再発防止に努めてまいります。

### 【問い合わせ】

立川市 環境下水道部 下水道管理課 担当:高木康弘 TELO42—528—4329